

諮問第407号
令和5年6月2日

世田谷区都市計画審議会 へ

世田谷区長
保坂 展人

世田谷区都市整備方針の見直しについて（諮問）

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、世田谷区都市整備方針（市町村の都市計画に関する基本的な方針）の見直しについて諮問します。

世田谷区都市整備方針の見直しについて

1 主旨

「世田谷区都市整備方針（平成27年4月）」（以下、「都市整備方針」という。）は、都市づくり・街づくりにおける区の総合的な基本方針であり、都市計画法により策定が義務付けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置付けを持つものである。

「都市整備方針」の計画期間は、概ね20年であり、区全体としての将来都市像や各地域に共通する都市づくりの基本方針を示した「第一部『都市整備の基本方針』」と、地域のまちの姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示した「第二部『地域整備方針』」とで構成している。

このうち「第二部『地域整備方針』」では、都市整備の基本方針における都市づくりビジョンや街づくりの主な課題などに基づき、5地域それぞれが概ね20年後のまちの姿を実現するため、計画期間の前期となる概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進める地区に関する取組み方針等を示した「アクションエリアの方針」を定めており、概ね10年が経過した時点で街づくりの進捗状況等を評価し、計画期間の後期となる概ね10年間の「アクションエリアの方針」を見直すとしている。

今般、策定後10年を迎えることから、各地域における「第二部『地域整備方針』」に定めた「テーマ別方針」及び「アクションエリアの方針」に係るこれまでの取組み状況等を整理したうえ、地域の区民等からのご意見も伺いながら、令和5年度から2か年の予定で、今後の街づくりを見据えて「世田谷区都市整備方針（地域整備方針）」を見直すとともに、都市整備の基本方針との整合を図るため、必要に応じて「第一部『都市整備の基本方針』」の部分修正を行うことについて諮問する。

2 これまでの経緯

令和5年2～3月 現行の地域整備方針（テーマ別方針、アクションエリアの方針）に係る取組み状況、課題整理、今後の方向性等の整理

3 検討の視点

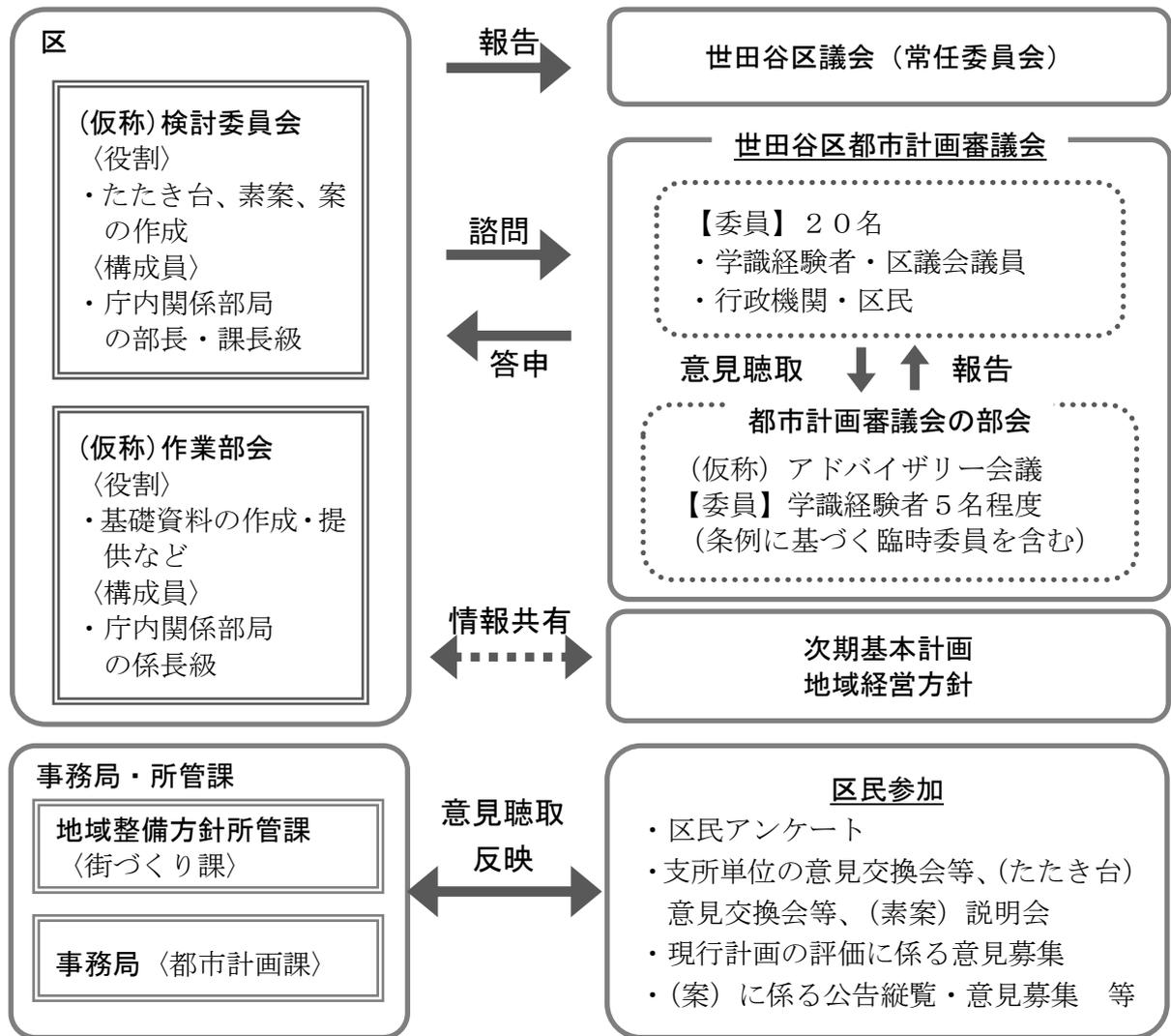
(1) 「第二部『地域整備方針』」

- ・概ね10年を経過した時点における進捗状況を踏まえて評価を行い、課題を抽出し、今後のアクションエリアの方針を検討する。
- ・区民の課題認識等を踏まえた地域課題への対応、社会情勢の変化及び都市計画事業等の進捗等による新たなアクションエリアの位置付けを検討する。

(2) 「第一部『都市整備の基本方針』」

- ・「第二部『地域整備方針』」における「アクションエリアの方針」の新たな位置付け等による「土地利用構想」等との整合や、次期基本計画における区全体の基本的な施策などを踏まえ、これらとの整合・反映を図るための部分修正を行う。

4 検討体制（想定）



5 検討の流れ（想定）

令和5年度 区民参加（意見交換会等、アンケート調査、市民参加のためのデジタルプラットフォーム等を活用した現行計画の評価に係る意見募集等）

「第二部『地域整備方針』」及び必要に応じた「第一部『都市整備の基本方針』」に係る（たたき台）の検討

令和6年度 「第二部『地域整備方針』」及び必要に応じた「第一部『都市整備の基本方針』」に係る（たたき台）・（素案）・（案）の検討、素案説明会、（案）の公告縦覧・意見募集等

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年 6月 都市計画審議会（諮問）

令和6年 4月 都市計画審議会（たたき台）（報告）

10月 都市計画審議会（素案）（報告）

令和7年 1月 都市計画審議会（答申）

3月 「世田谷区都市整備方針」の決定

7 都市整備方針の体系と検討イメージ

次ページ参照

世田谷区 都市整備方針

都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針

第一部 都市整備の基本方針

区全体の都市づくりの基本方針

本区が持ち続ける都市づくり・街づくりの総合的な方針を示すもの。

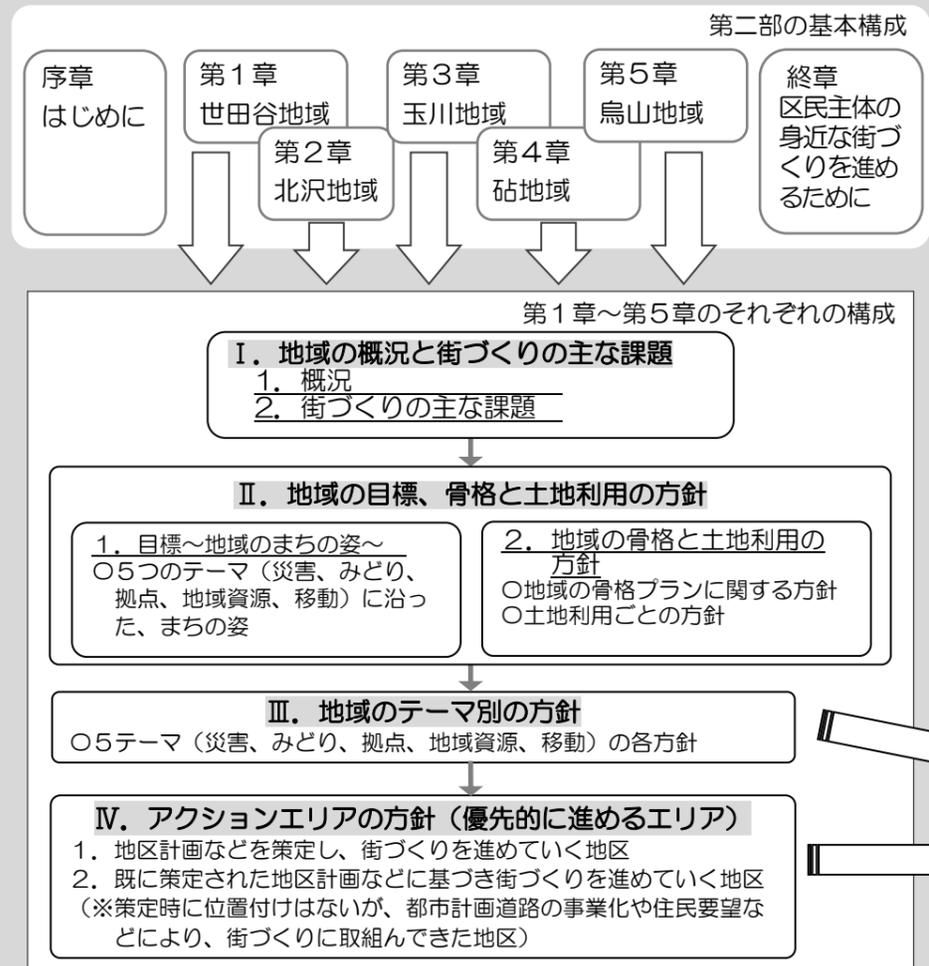
第二部 地域整備方針

地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針

【目的と役割】

- 地域の目標を定めた上で、より身近で区民生活に密着した地域や地区における街づくりの考え方を明らかにすることを目的とする。
- 地域の区民や事業者と区（総合支所）が共有し、それぞれの役割に応じ、協働して地域や地区の街づくりを実現するための方向性を示すとともに、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる区民主体の身近な街づくりのガイドラインとしての役割を果たす。

【地域整備方針の構成】



【R5・R6 年度調査】

<社会情勢の変化等>

【社会情勢等】

- ・社会情勢（社会背景）
- ・概況（人口、土地利用等）

【地域行政制度】

- ・地域経営方針等

【基本計画審議会】

- ・都市整備領域に係る論点

【分野別整備方針・計画等】

の改定状況

<区民意見の反映>

—街づくり条例第9条第3項—

【区民との意見交換等】

- ・支所単位の（素案）意見交換会等

<評価と区民意見聴取>

【区民の評価】

- ・支所単位の意見交換会
- ・アンケート調査（往復郵送・専用Webフォーム）
- ・意見募集等

【進捗状況を踏まえた評価】

- ・取組みの進捗状況
- ・取組みに関する課題
- ・今後の方向性

世田谷区 都市整備方針

都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、本区の長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針

第一部 都市整備の基本方針

区全体の都市づくりの基本方針

整合
・
反映

※「第二部『地域整備方針』」における「アクションエリアの方針」の新たな位置付け等による「土地利用構想」等との整合や、次期基本計画における区全体の基本的な施策などを踏まえ、これらとの整合・反映を図るための部分修正を行う。

第二部 地域整備方針

地域のまちの姿や地区の特性を踏まえた身近な街づくりの方針

